



2022年 5月 20日

各 位

会 社 名 株式会社メタルアート
代 表 者 名 代表取締役社長 友岡 正明
(東証スタンダード市場 コード 5644)
問 合 せ 先 常務取締役 武田正臣
(TEL 077-563-2111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第91期定時株主総会で定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 取締役の員数を、経済情勢の変化その他諸般の事情等を勘案し、現状の15名以内より9名以内に変更するものであります。
- (3) 経営意思決定の迅速化のため、取締役会長及び取締役副社長の役付取締役を廃止するものであります。
- (4) 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款変更案のとおり第35条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、これに伴い規定の内容が重複する現行定款第7条(自己の株式の取得)を削除するものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 定 款 (案)
<p>第1条～第8条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第14条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第16条～第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>第19条～第21条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役</u>を定めることができる。</p> <p>第23条～第34条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 <u>削除</u></p> <p>第8条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>会社法第325条の2に定める電子提供措置をとるものとする。</u> ② 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、<u>9名以内とする。</u></p> <p>第19条～第21条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって<u>取締役社長、専務取締役及び常務取締役</u>を定めることができる。</p> <p>第23条～第34条 (現行どおり)</p>

<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第35条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>② 前項のほか、<u>取締役会の決議によって</u>、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。</p> <p>③ 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは、当社は支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第35条</u> 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第36条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>② 前項のほか、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。</p> <p>③ 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは、当社は支払義務を免れる。</p> <p>(附則)</p> <p><u>変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
---	---

以上